

聖籠町告示第27号

聖籠町介護予防支援事業所運営規程を次のように定める。

平成31年3月26日

聖籠町長 西脇 道夫

聖籠町介護予防支援事業所運営規程

(趣旨)

第1条 この告示は、聖籠町介護予防支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業は、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適切な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことのできるように配慮し、事業を行うものとする。

2 事業所は、利用者の心身の状況及びその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮し、事業を行うものとする。

3 事業所は、指定介護予防支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

4 事業所は、事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な

活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 聖籠町地域包括支援センター

(2) 所在地 聖籠町大字諏訪山825番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種及び員数は、次のとおりとする。

(1) 管理者1人

(2) 担当職員1人以上

2 管理者は、担当職員の管理、事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、担当職員に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 担当職員は、指定介護予防支援の提供にあたるものとする。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法及び内容)

第7条 指定介護予防支援は、聖籠町指定介護予防支援等事業に関する基準等を定める条例(平成27年聖籠町条例第2号)第31条から第33条までの規定に従い実施するものとする。

(利用料)

第8条 指定介護予防支援の提供を受けた者は、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第129号)で定める利用料を支払うものとする。ただし、介護保険法(平成9年法律第123号)第58条第4項の規定により利用料

が支払われる場合は、この限りではない。

(通常の仕事の実施地域)

第9条 通常の仕事の実施地域は、町内全域とする。

(事故発生時の対応)

第10条 担当職員は、利用者に対する仕事の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族等に連絡を行い、必要な措置を講ずるものとする。

(秘密保持)

第11条 事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、サービス担当者会議等において必要と認められる場合は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得た上で、提供することができるものとする。

(業務の委託)

第12条 事業所は、仕事の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量に配慮するものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、事業所の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。